

令和 7 年 6 月定例教育委員会 会議次第

日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）

午前 9 時から

場所 北庁舎 第 5 会議室

1 開会宣言

2 あいさつ（教育長報告）

3 議事録署名者の指名

（川上委員）

4 決定承認事項

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 長久手市学校運営協議会規則の制定について | 〔資料 1 教育総務課〕 |
| (2) 長久手市古戦場記念館条例施行規則の制定について | 〔資料 2 生涯学習課〕 |
| (3) 長久手古戦場野外活動施設条例施行規則の一部改正について | 〔資料 3 生涯学習課〕 |
| (4) 文化財の指定について | 〔資料 4 生涯学習課〕 |

5 報告事項

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 後援・推薦名義専決処分の報告 | 〔資料 5 教育総務課〕 |
| (2) 教育委員会及び関係各課からの報告 | |
| ア 生涯学習課 | 〔資料 6〕 |
| イ みどりの推進課（平成こども塾） | 〔資料 7〕 |
| ウ 中央図書館 | 〔資料 8〕 |
| エ 給食センター | 〔資料 9、資料 10〕 |
| オ 教育総務課 | 〔資料 11、資料 12〕 |

6 報告事項【非公開】

就学援助認定者数報告

7 今後の予定

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| (1) 6 月合同校長会 | |
| 6 月 10 日（火）午前 9 時 30 分から | ながくてエコハウス |
| (2) 愛知縣市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会 | |
| 7 月 3 日（木）午後 1 時 30 分から | 愛知学院大学 |
| (3) 全国市町村教育委員会連合会 第 1 回副会長会議（川上委員） | |
| 7 月 4 日（金）午前 10 時から | 東京都 |
| (4) 全国市町村教育委員会連合会 第 2 回常任理事・理事会（川上委員） | |
| 7 月 4 日（金）午後 1 時から | 東京都 |
| (5) 7 月定例教育委員会 | |
| 7 月 8 日（火）午前 9 時から | 第 5 会議室 |

- (6) 7月意見交換会
7月31日（木）午前10時から 北中学校
- (7) 8月定例教育委員会
8月7日（木）午前9時から 第5会議室



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、長久手市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営及び当該運営への必要な支援（以下「運営等」という。）に関して協議する機関として、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校、保護者及び地域住民等の間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を踏まえ、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会が運営等に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者（対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。以下同じ。）及び地域住民等（対象学校の所在する地域の住民等をいう。以下同じ。）の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) 組織編成に関する事。
- (4) 学校配当予算の編成及び執行に関する事。
- (5) 学校施設等の管理及び整備に関する事。

2 前項に規定する事項について、承認が得られなかった場合は、議論を尽くして、成案を得るように努めるものとする。

3 第1項に規定する事項について、協議会の運営が著しく適性を欠いていること等を理由に承認が得られない場合において、対象学校の校長は、承認を得ずに、学校運営を行うことができる。

4 前項の状況が継続する場合には、第18条の規定に基づき、教育委員会 は協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行う等の措置を講じる。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、第2条に規定する協議会の設置の趣旨を踏まえ、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるることができる。

2 協議会は、対象学校の教職員の任用に関する意見（運営改善に資する建設的な意見に限る。）を教育委員会に述べ、又は教育委員会を経由して愛知県教育委員会に述べるることができる。ただし、個人を特定して意見を述べることはできない。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は愛知県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、対象学校の運営等に関し、保護者及び地域住民等の理解を深め、連携及び協力を推進するため、対象学校の運営等に関する協議の結果について地域住民等へ積極的に情報提供するよう努めなければならない。

(組織)

第8条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。副会長は会長が指名する。ただし、対象学校の校長は、会長又は副会長に選任されることができない。
- 3 協議会の委員(以下「協議会委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民等
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 4 協議会委員は、10人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、15人以内において、必要な数とする。
- 5 対象学校の校長は、第3項の協議会委員の任命について、協議会委員として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。
- 6 協議会委員の辞職等により、必要があると認める場合には、教育委員会は新たな協議会委員を任命することができる。
- 7 協議会委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に定める特別職の非常勤の職員とする。

(任期)

第9条 協議会委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 前条第6項により任命された協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第10条 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 4 会長は、協議会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 議決事項について利害関係を有する協議会委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 7 会長は、会議録を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務等)

第11条 協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、協議会委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 協議会委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を及ぼす言動を行うこと。
- 3 第1項に定める職務上知り得た秘密については、以下のとおり例示する。
 - (1) 個人情報に係る事項
 - (2) 教職員の任用に係る事項
 - (3) 非公開とした会議に係る事項
 - (4) 会議資料等で部外秘とされている事項
- 4 前項に挙げた例に限らず、職務上知り得た秘密に該当するか否かは、個別の事象に応じて、教育委員会が判断するものとする。

(報酬)

第12条 協議会委員の報酬は、長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年長久手村条例第2号）の規定に基づき、教育委員会が別に定める。

(解任)

第13条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、協議会委員を解任することができる。

- (1) 第11条の守秘義務等に違反したとき。
- (2) 協議会委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 対象学校の校長は、本人から辞任の申し出があったとき又は協議会委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、協議会委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、協議会委員に対して、協議会及び協議会委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、次に掲げる事項について審議する場合を除き、公開する。

- (1) 対象学校の教職員の任用に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、個人情報等を扱う等特別の事情により、会長が適当でないと認める事項

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (2) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。

- (3) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

4 会長は、会議の途中で第1項各号に規定する事項について審議する場合又は前項に規定する行為があったと認める場合は、傍聴人を退場させることができる。

(会議の開催)

第16条 会議は、原則年3回開催するものとする。

2 前項の規定は、特段の事情等がある場合にはこの限りではない。

(運営に必要な事項等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

長久手市教育委員会規則第 号

長久手古戦場記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手古戦場記念館条例（令和7年長久手市条例第20号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、長久手古戦場記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館することができるのは、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 記念館資料の展示替えの作業を行う日として教育委員会があらかじめ定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの

- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
 - (3) 事業計画書
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - (5) 団体の概要及び業務実績を記載した書類
 - (6) 誓約書
 - (7) 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。）
 - (8) 共同事業体の協定内容の分かるもの（共同事業体の場合に限る。）
 - (9) その他教育委員会が必要と認める書類
- （観覧料の納付方法等）

第5条 観覧料は、次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。

- (1) 記念館資料の展示を観覧するまでに、現金により納付する方法
- (2) 指定管理者が特に前号に掲げる方法による必要がないと認める場合にあっては、指定管理者が適当と認める方法

2 市長は、前項の規定により観覧料の納付のを行った者に観覧券を交付するものとする。

3 記念館資料の展示を観覧しようとする者は、その観覧の際、前項の観覧券又は招待券を係員に提示しなければならない。

（観覧料の還付）

第6条 条例第11条第2項ただし書の規定による観覧料の還付は、別表に定める基準により行うものとする。

（記念館資料の利用等の申請）

第7条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ長久手古戦場記念館資料利用等申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（記念館資料の利用等の決定）

第8条 教育委員会は、条例第14条第1項の許可をしたときは長久手古戦場記念館資料利用等許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を、許可

をしないときは長久手古戦場記念館資料利用等不許可通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（記念館資料の利用等の取消し）

第9条 条例第14条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、記念館資料の利用等の許可の取下げの申出をしようとするときは、あらかじめ長久手古戦場記念館資料利用等許可取下申出書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出は、許可書を添えて行わなければならない。

（記念館資料の利用後の届出等）

第10条 許可を受けた者は、記念館資料の利用等が終わったときは、直ちにその旨を届け出て、係員の点検を受けなければならない。

（許可を受けた者の遵守事項）

第11条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用等の許可を受けていない記念館資料の利用等をしないこと。
- (2) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (3) 記念館資料の保存に悪影響を及ぼし、及び観覧者の観覧に支障を来す行為をしないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

（利用者の遵守事項）

第12条 記念館の利用者及びその関係者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可を受けないで広告類等の掲示又は配布をしないこと。

(6) 許可を受けないで施設又は敷地内において、物品等の展示、販売、金品の募集等の行為をしないこと。

(7) その他記念館の運営に支障を来す行為をしないこと。

(読替規定)

第13条 条例第5条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月9日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定の手続、その他記念館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日の前においても、行うことができる。

別表（第6条関係）

観覧料の還付基準

区分	還付率
災害その他観覧料を納付した者の責めに帰すことができない事由によって観覧ができなくなった場合（年間観覧料を納付して観覧する場合を除く。）	100%
その他特別の理由がある場合	その都度市長が定める還付率

様式第 1 号（第 4 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

長久手古戦場記念館の指定管理者の指定を受けたいので、長久手古戦場記念館条例第 6 条第 1 項及び長久手古戦場記念館条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

（添付資料）

- 1 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 3 事業計画書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 5 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- 6 誓約書
- 7 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。）
- 8 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合に限る。）
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

長久手古戦場記念館資料利用等申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(団体の場合は所在地、名称、代表者名)

次のとおり長久手古戦場記念館に収蔵している資料の利用等を申請します。

内 容	撮影 ・ 模写 ・ 模造 ・ 熟覧 ・ 館外貸出し	
資 料 名		
数 量		
利用目的		
利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで	
利用責任者	住 所 氏 名 電話	
輸送方法		受付番号
備 考		※

注意事項

- 1 ※の欄は記入しないでください。
- 2 「輸送方法」は、館外貸出しの場合のみ記入してください。
- 3 館外貸出しの場合は、貸出しを受ける施設の概要（設置に係る条例、規約、組織図等）、展示計画等を明らかにした書類を添付してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

長久手古戦場記念館資料利用等許可書

年 月 日

様

長久手市教育委員会

次のとおり許可します。

申 請 日	年 月 日
内 容	撮影 ・ 模写 ・ 模造 ・ 熟覧 ・ 館外貸出し
資 料 名	
数 量	
利用目的	
利用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分 まで
利用責任者	住 所 氏 名 電話
輸送方法	
許可の条件	
受付番号	備考
第 号	

注意事項

- 1 資料の利用前までに、必ず職員と打合せを行ってください。
- 2 資料の利用当日、申請者は、必ずこの許可書を携帯してください。
- 3 資料の利用に当たっては、長久手古戦場記念館条例及び長久手古戦場記念館条例施行規則を守るとともに、職員の指示に従ってください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

長久手古戦場記念館資料利用等不許可通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました長久手古戦場記念館資料の
利用等については、下記の理由により許可できないので通知します。

記

申請者名	
資 料 名	
理 由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

長久手古戦場記念館資料利用等許可取下申出書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(団体の場合は所在地、名称、代表者名)

次のとおり長久手古戦場記念館資料の利用等を取下げます。

内 容	撮影 ・ 模写 ・ 模造 ・ 熟覧 ・ 館外貸出し	
資 料 名		
数 量		
取下理由		
取下前の許可年月日	年 月 日	
取下前の受付番号	備考	
第 号		

注意事項

取下げの際は、長久手古戦場記念館資料利用等許可書を添付してください。

長久手市教育委員会規則第 号

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則（平成 15 年長久手町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用の変更等） 第 6 条 施設の使用の許可を受けた者（以下「<u>許可を受けた者</u>」という。）は、許可の内容を変更し、又は取消しようとするときは、野外活動施設使用変更・取消し申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めたときは、野外活動施設使用変更・取消し許可書（様式第 4 号）を<u>許可を受けた者</u>に交付するものとする。 （使用料の還付） 第 8 条 条例第 5 条第 4 項の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>許可を受けた者</u>の責に帰することができない事由によって使用できなくなったとき。 使用料	（使用の変更等） 第 6 条 施設の使用の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、許可の内容を変更し、又は取消しようとするときは、野外活動施設使用変更・取消し申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めたときは、野外活動施設使用変更・取消し許可書（様式第 4 号）を<u>使用者</u>に交付するものとする。 （使用料の還付） 第 8 条 条例第 5 条第 4 項の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>使用者</u>の責に帰することができない事由によって使用できなくなったとき。 使用料

の全額 (2) (略) (3) 前2号に定めるものの他特別の理由があるとき。 <u>市長</u>がその都度定める額 2 (略) (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 <u>許可を受けた者</u>は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (特別の設備) 第10条 <u>許可を受けた者</u>は、施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 (原状回復義務) 第11条 <u>許可を受けた者</u>は、施設の使用を終了したとき、使用を停止させられたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。 <u>(利用者の遵守事項)</u> 第12条 <u>施設の利用者及びその関係者は、次の事項を守らなければならない。</u> (1) <u>喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u> (2) <u>所定の場所以外で飲食しない</u>	の全額 (2) (略) (3) 前2号に定めるものの他特別の理由があるとき。 <u>教育委員会</u>がその都度定める額 2 (略) (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 <u>使用者</u>は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (特別の設備) 第10条 <u>使用者</u>は、施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 (原状回復義務) 第11条 <u>使用者</u>は、施設の使用を終了したとき、使用を停止させられたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。
--	---

こと。

(3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

(5) 許可を受けないで広告類等の掲示又は配布をしないこと。

(6) 許可を受けないで施設又は敷地内において、物品等の展示、販売、金品の募集等の行為をしないこと。

(7) その他施設の運営に支障を来す行為をしないこと。

(野外活動施設運営委員会の委員長等)

第 1 3 条 (略)

(会議)

第 1 4 条 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第 1 5 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第 5 号)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの

(2) 法人の登記事項証明書(法人の

(野外活動施設運営委員会の委員長等)

第 1 2 条 (略)

(会議)

第 1 3 条 (略)

場合に限る。)

- (3) 事業計画書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (5) 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- (6) 誓約書
- (7) 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。)
- (8) 共同事業体の協定内容の分かるもの（共同事業体の場合に限る。)
- (9) その他教育委員会が必要と認める書類
（読替規定）

第16条 条例第10条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第9条まで及び第11条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条第1項中「市長が」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者が」と、第8条第1項中「市長が」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により指定管理者が」と読み替えるものとする。

(雑則) <u>第 1 7 条</u> (略) <u>様式第 5 号 (第 1 5 条関係)</u> 【別記 1 参照】	(雑則) <u>第 1 4 条</u> (略)
--	---------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記 1】

様式第 5 号（第 1 5 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定を受けたいので、長久手古戦場野外活動施設条例第 1 1 条第 1 項及び長久手古戦場野外活動施設条例施行規則第 1 5 条の規定により申請します。

（添付資料）

- 1 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 3 事業計画書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 5 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- 6 誓約書
- 7 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。）
- 8 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合に限る。）
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

令和7年5月21日

長久手市教育委員会
教育長 大澤孝明 殿

長久手市文化財保護審議会
会長 杉野 丞



文化財の指定について（答申）

令和7年2月7日付け7長生第29号で諮問のありましたことについては、
下記のとおりです。

記

1 種別及び名称

有形文化財 木造韋駄天立像（円空仏）

2 員数

1 軀

3 所在の場所

長久手市前熊橋ノ本18番地 前熊寺

4 所有者等の氏名（名称）及び住所

前熊寺 鶴見 良道 長久手市前熊橋ノ本18番地

5 現状（品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等）

・像高 15.8cm

・総高 25.7cm

・台座 17.6cm（框座5.8cm＋岩座11.8cm）

頭上に兜と思われる菱形様の突起が彫られる。頭髮は長髪とし、眼球を突出させ、額と目尻に皺を刻む。鼻は大きく、口許に微かに笑みがみられる。これらは円空の韋駄天像に特有の表情である。上下に連なった衣で、衣全体に縦の刻線が施される。衣左右を鰭状に刻むのも円空仏の特徴である。合掌

して沓を履き岩座に立つ。背面は平滑で、肉眼でも赤外線撮影をしても墨書は認められない。

6 由来及び沿革

長久手市には、本像の他にも杣ノ洞の永見寺に円空の薬師如来坐像（36.0 cm）が安置されている。

尾張旭市の庄中観音堂には、円空仏5体（観音菩薩立像123.0 cm、不動明王立像92.8 cm、毘沙門天立像91.5 cm、阿弥陀如来坐像67.4 cm、薬師如来坐像54.8 cm）が祀られている（現尾張旭市蔵）。

庄中観音堂は、前熊寺及び永見寺の北西約5 kmにある。現在、岡崎市の木曾御嶽本教開基講満教会に祀られている不動明王三尊（不動明王立像70.7 cm、制多迦童子立像37.5 cm、矜羯羅童子立像36.5 cm）は、日進市岩崎地区の山中の祠に祀られていた像である。日進市岩崎地区は、前熊寺及び永見寺の南西約5 kmに位置する。

前熊寺及び永見寺は、庄中観音堂と日進市岩崎の中間点にあり、地理的にみれば同時期に円空が巡錫したと推定され、両寺の像はいずれも当地で造像されたと考えられる。庄中観音堂は名古屋市守山区の龍泉寺に近く、同寺には延宝4年（1676）の銘がある円空仏（馬頭観音菩薩立像）が安置されている。庄中観音諸像と龍泉寺の像はよく似ており、庄中観音堂諸像の造像は延宝4年前後と推定される。本像は、龍泉寺、庄中観音堂、日進市岩崎地区の巡錫経路に現存し、強い彫りと豊かな表情を示すことから、延宝4年頃の造像と推察される。

7 徴証、伝説、作者等

円空（寛永9年〈1632年〉 - 元禄8年〈1695年〉）は、江戸時代前期の修験僧である。特に、「円空仏」ともいわれる独特の作風をもつ木彫りの神仏像を各地に残している。

円空は生涯に約12万体の神仏像を彫ったとも推定され、現在までに約5300体余りの像が確認されている。円空仏は全国に所在し、北は北海道、青森県、南は三重県、奈良県にまでおよぶ。その中でも、愛知県、岐阜県をはじめとする各地には、円空作と伝えられる木彫りの仏像が数多く残されている。

8 現 状

現在、本像は、前熊寺庫裏の厨子に安置されている。

9 総 括

申請の有形文化財 木造韋駄天立像（円空仏）は、龍泉寺、庄中観音堂、日進市岩崎地区の巡錫経路に現存し、強い彫りと豊かな表情を示すことから、延宝4年頃の造像と推察される。円空仏の特徴と、前熊寺の地理的な位置関係から制作時期が推定可能な像である。当地における円空の活動を考えるうえでも重要な作例である。

以上の理由により、本像は学術的価値が高く、市指定文化財に指定することが適当である。

後援・推薦に係る審査結果報告書

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規継続	前回実績	審査結果
1	R7. 4. 8	瀬戸音楽協会	第36回愛知県尾東音楽コンクール	R7. 8. 9～R7. 8. 10 瀬戸文化センター（文化ホール）	<目的> 音楽を通して、地域の文化的発展を図るとともに、健全で豊かな情緒と音楽水準の工場を目指すこと <対象> 幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・一般 <内容> ピアノ発表の実施	入場料無料 参加費7,000円	継続6年目	R6. 4. 16	R7. 5. 2 後援（専決処分）
2	R7. 4. 15	真徳会	第30回真徳会書展	R7. 8. 1～R7. 8. 3 長久手市中央図書館 2 階 ギャラリー	<目的> 芸術書の展示を通して、書くこと見ることの楽しさと自分らしさ（個性）を加味した表現力を探求し、生涯教育の一環としてだけでなく、書芸術の普及に寄与し、長久手市の文化の一端を担っていくこと <対象> 幼少～一般 <内容> 各自の課題に合わせて、毛筆・硬筆による、額装・軸装・卷子仕立て・団扇書き・大書書き・仮名書きなど、表現方法も様々に書作品を展示する	無	継続6年目	R6. 4. 18	R7. 5. 2 後援（専決処分）

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規 継続	前回実績	審査結果
3	R7. 4. 18	国際交流音楽祭実行委員会	国際交流音楽祭 2025 in 大雄院	R7. 6. 29 道了山 大雄院	<目的> 在日外国人と子供を対象に身近な国際交流 音楽と伝統文化を媒体に日本のおもてなしと子供たちには異国文化との体験で相互交流的な触れ合い、身近な国際交流の体験すること <対象> 在住の外国籍の方々、及び、若い子育て親子、祖父母 <内容> 会場となる大雄院が持つ歴史的寺院文化風土を生かし、親子、外国人ゲストへのおもてなしとして日本茶体験、お琴など邦楽歓迎演奏で日本伝統文化を提供しながら、内外演者様ご協力による演奏や歌、舞踊、参加国による民族衣装パフォーマンスやお国自慢クイズなどで異文化交流をする	無	新規	-	R7. 5. 2 後援（専決処分）
4	R7. 4. 16	株式会社クロノス	2025年度口論義マルシェ	R7. 5. 10 口論義運動公園	<目的> 地域の皆様に施設を認知していただき、スポーツ以外で近隣の皆様の活躍と披露の場を作り地域の活性化と親交を目指すこと <対象> 園児、小学生等の地域の方々 <内容> 長久手市と日進市に位置する愛知県口論義運動公園はスポーツ施設として利用されているが、長久手市には新しく転居してきている方も多く施設が認知されていない為、スポーツ利用以外で地域の方々にも参加して頂きながら地域密着型のイベントを実施する。近隣地域の方々に募りキッチンカーやテントブースで出店し、キッズダンスや地域団体のステージ披露を行う。小学生が参加できるワークショップも多数用意する。	無	継続5年目	R6. 4. 18	R7. 4. 21 後援（専決処分）
5	R7. 4. 18	株式会社メニコン	お子様向け目の健康教育イベント『みるパーク』	R7. 5. 17 長久手市中央図書館	<目的> お子様の近視が社会問題になっており、親子や家族で目の大切さを議論する機会の提供し、明日からできる行動変容を促すこと <対象> 主として、就学前および小学生およびそのご家族 <内容> 目の仕組みや見ることの原理を実験で体験し、近視進行抑制に効果がある日常的な取り組みについて案内する	無	新規	-	R7. 5. 2 後援（専決処分）

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規 継続	前回実績	審査結果
6	R7. 4. 25	愛知サマーセミナー 実行委員会	第36回愛知サマーセミナー	R7. 7. 19～R7. 7. 21 名古屋中学・高等学校、至学館高等学校	<目的> 先生や生徒だけでなく、父母や市民も一緒になって教えたいことを教え、学びたいことを学ぶことのできる場を創ること。 <対象> 興味のある方 <内容> 先生や生徒だけでなく、父母や市民も一緒になって教えたいことを教え、学びたいことを学ぶ「夢の学校」をテーマに、人と交わり自ら体験することのできるイベント。	無	継続2年目	R6. 6. 17	R7. 4. 30 後援（専決処分）
7	R7. 4. 7	一般社団法人おやこ ラボ	こどもの未来応援講座	R7. 6. 12 福祉の家	<目的> 社会貢献事業の一環として子育て世代に役立つ講座の開催するため <対象> 0～6歳のお子様を持つ保護者様 <内容> 子どもの脳の発達段階や個性・才能に合わせた声掛け、接し方などの子育て方法がわかる講座。 子どもたち一人一人の個性や才能を最大限に活かし、互いを認め合い明るく笑顔にあふれた未来を実現するため、社会貢献事業の一環として、一人でも多くの子育て中のママ・パパさんに様々な子育て講座や子育てに関するお金の勉強、お役に立つ情報や環境を提供する	無	継続3年目	R5. 10. 6	R7. 5. 12 後援（専決処分）
8	R7. 5. 9	ハイスト	歴史カードハイスト体験会&大会	R7. 6. 21 長久手市公民館 研修室	<目的> 市内の子どもたちに楽しく歴史を学ぶ機会を提供する <対象> 小学校2年生～中学校3年生 <内容> 市内小中学校に寄贈した歴史カードのレクチャー会、使用会	無	継続1年目	R7. 4. 29	R7. 5. 12 後援（専決処分）

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規 継続	前回実績	審査結果
9	R7. 5. 10	NP0法人楽知ん研究所	親子孫で〈たのしい仮説実験〉講座	R7. 7. 19～R7. 7. 20 岡崎コンファレンスセンター R7. 7. 26～R7. 7. 27 東桜会館 R7. 8. 9～R7. 8. 10 愛知県立芸術大学	<目的> 子どもから大人までが本格的な科学入門教育の講座を体験することで、知的に楽しい時間をつくり、長久手市の親子孫の生涯学習に寄与するため <対象> 小学生以上の親子孫。小学生のみの参加不可。 <内容> 仮説実験授業の授業書〈自由電子が見えたなら〉を、当団体の製作する実験セットとともに体験する。ボランティア大学生（愛知県立芸術大学・名古屋大学・名古屋工業大学）もスタッフとして受け入れており、異なる世代が一緒に学びあう場を継続的に提供する	親子1組あたり2,200円 ×4コマ	継続5年目	R6. 3. 21	R7. 5. 13 後援（専決処分）
10	R7. 5. 2	ネイチャークラブ東海	モリコロパーク パートナー夏祭り	R7. 7. 26～R7. 7. 27 愛・地球博記念公園	<目的> 施設に登録するパートナーが協力し合ってイベントを開催し交流を深め、来園者に日頃の活動を知ってもらう。 <対象> 制限なし <内容> モリコロパークでボランティア活動を行う団体と共に行うイベント	無	継続3年目	R7. 1. 17	R7. 5. 13 後援（専決処分）
11	R7. 3. 19	株式会社 中広	中学生のお仕事読本「お仕事ブック」制作・発行事業	R7. 6. 27	<目的> 中学1年生を対象としたキャリア教育をサポートする副読本の発行、活用の推進 <対象> 長久手市内の中学1年生 <内容> 企業の業務内容や社会での役割等を紹介し、地域の仕事、産業の魅力を生徒達に分かりやすく伝え、仕事への関心を育むと共に将来の地元での就職を促す。	無	新規	－	R7. 5. 2 不許可

生涯学習課事業係(文化の家) 事業報告(5月)

5/8(木)	10:00～12:00	シネマの楽しみ in 図書館 「アフリカの女王」	45人
	概要	市民団体「シネマ倶楽部」による映画上映会。休館中のため図書館AVルームにて実施。	56.0%
5/18(日) 長久手 おんがく DAY (モリコロパーク)	①11:00～ ②13:00～	万博20周年記念イベント inモリコロパーク 長久手おんがくDAY ホルンロー コンサート	①82人 ②96人
	概要	本場スイスの楽団ホルンローが来日！伝統楽器アルペンホルン四重奏をお届けします。	-
	12:15～	万博20周年記念イベント inモリコロパーク 長久手おんがくDAY スカルサクラ ジェゴグコンサート	144人
	概要	今話題の登山するバンド、スーパー登山部がモリコロパークに登場！	-
	①14:30～ ②17:30～	万博20周年記念イベント inモリコロパーク 長久手おんがくDAY 川上ミネピアノコンサート	①170人 ②84人
	概要	長久手出身でモリゾーとキッコロの曲も書いたピアニスト川上ミネさんによるライブコンサート	-
	16:00～	万博20周年記念イベント inモリコロパーク 長久手おんがくDAY スーパー登山部ライブ	131人
	概要	今話題の登山するバンド、スーパー登山部がモリコロパークに登場！	-
5/22(木)	①9:30～ ②11:00～	児童館デリバリー ①西児童館 ②市が洞児童館	
	概要	音楽系創造スタッフが児童館に出向き未就学児向けのコンサートを開催	
5/23(金)	13:00～	愛知県公民館連合会総会	
	概要	本年度は長久手市が監事の年となる。公民館連合会の年度最初の総会	
5/25(日)	10:30～	文化協会総会	
	概要	長久手市文化協会の令和7年度総会。事業報告、事業計画等。	

今後の予定

6/12(木)	10:00～	シネマの楽しみ in 図書館 「モダン・タイムス」	
	概要	市民団体「シネマ倶楽部」による映画上映会。休館中のため図書館AVルームにて実施。	
6/12(木)	14:00～	全国公立文化施設協会総会	
	概要	文化の家が加盟している全国公立文化施設協会の総会。	
6/12(木) ① 6/14(土) ②	①18:30～ ②10:00～	学びアイ講座 講師向け講座	
	概要	学びアイ講座の講師に選定されたみなさんへ、講座の趣旨や広報のレクチャーを行う	
6/13(金)	①9:30～ ②11:00～	児童館デリバリー ①北児童館 ②青少年児童センター	
	概要	音楽系創造スタッフが児童館に出向き未就学児向けのコンサートを開催	
6/26(木)	午前～昼頃	南中学校であーと ヴァイオリン徳田真侑&ピアノ倉橋祐佳里	
	概要	南中学校出身でヴァイオリニストの徳田さんが出演。南中学校1年生全員が対象。	

■中学校であーとの実施日が決定いたしました。
6/26(木) 南中学校「ヴァイオリン徳田真侑&ピアノ倉橋祐佳里」
7/1(火) 北中学校「ヴァイオリン徳田真侑&ピアノ倉橋祐佳里」
7/4(金) 長久手中学校「文化の家創造スタッフ」
各学校の先生方に実施の調整をいただきありがとうございます。
委員のみなさんに、モニターのご案内をさせていただきますので、ぜひご覧ください。詳しいお時間などはご案内に記載させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

■文化の家天井改修工事に伴う休館期間について
▶森のホール・風のホール
令和6(2024)年12月28日(土)から令和8(2026)年9月1日(火)まで
▶上記以外の施設(アトリビング棟各施設)
令和6(2024)年12月28日(土)から令和8(2026)年1月5日(月)まで
※工事の進捗状況によって、休館期間が変更となる場合があります。

現在、ホール、アトリビング共に、9月から予約を再開する予定で準備を進めております。なお、再開時にはキャッシュレス決済の導入も考えながら作業を進めておりますので、ご報告いたします。

■生涯学習プラン策定の進捗状況について
昨年令和6年度～今年度令和7年度にかけて策定をしていく生涯学習プランの策定委員会の第3回が、5/13に開催されました。会議では3月に集めた住民アンケートの結果(16歳以上の市民3000人を対象に1月～2月にアンケートを送付、回答者数519人 回答率17.3%)を分析、議論し、その結果を共有しながら、策定の核となる基本方針や基本施策の内容を検討しました。引き続き骨子の作成を行い、都度委員のみなさんに意見をいただきながら進めてまいります。またプラン策定に合わせて夏には生涯学習を考える機会となる講座や、秋には住民参加のワークショップを企画していますので、ご承知ください。また内容は教育委員会でも共有させていただきます。

■R7学び・アイ講座の進捗状況について
昨年の1月頃に募集をした学びアイ講座には、14講座程度の募集に対して26講座の応募がありました。2月に選考委員による選考会を行い、応募のあった講座のうち14講座を選出いたしました。現在、各講座の講師のみなさんと開催日等の詳細を調整しております。9月から講座が開始となりますので、7月から参加者募集を広報等で行ってまいります。今回から、これまで課題となっていた、参加者不足による講座不成立を可能な限り防ぐため、6月に講師向け講座を開催いたします(6/12(木)と6/14(土)に同一講座を2回開催)。この講座で、学びアイ講座の趣旨説明、個別チラシの作成方法やデザイン、拡散方法などをレクチャーしたのちに、講師のみなさんに講座に臨んでいただく試みをしてまいります。

生涯学習課文化財係報告事項（５月）

1 ５月報告事項

【会議】

なし

【事業】

- (1) 愛知万博２０周年記念事業「集まれ！あいちの魅力博。」への出展
５月１７日（土）、５月１８日（日）
長久手古戦場記念館のＰＲのため、
５月１８日（日）の市町村ステージには、長久手市棒の手保存会が出演

2 ６月以降の主な事業等について

【会議】

- (1) 「あいち山車まつり日本一協議会」総会・研修会
６月８日（日）午後２時から アイリス愛知
・研修会は、「愛知万博２０周年（山車百輛総揃え）記念 上映会・講演会」

【事業】

※令和７年度古戦場公園再整備関連の事業

- (1) 古戦場公園再整備事業（東側ゾーン）
 - ア 史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（令和７年度分）を実施
※工期：令和７年６月３０日（月）まで
 - イ 史跡長久手古戦場ガイダンス施設展示制作業務（令和７年度分）を実施
 - ウ 園路整備及び既存駐車場整備等工事を実施
- (2) 歴史民俗体験施設整備事業（東側ゾーン）
 - ア 歴史民俗資料館の建築実施設計及び展示設計を実施（繰越明許予算）
 - イ 古民家建築工事を実施

3 議会関係

- (1) 長久手古戦場記念館条例の制定及び長久手古戦場野外活動施設条例の一部を改正する条例について

令和７年第２回長久手市議会臨時会にて議決された。今後のスケジュールは、次のとおり。

令和７年６～７月	指定管理者を募集
８月下旬	指定管理者選定委員会
９月	第３回長久手市議会定例会に指定議案を提出
１０月	協定締結、開館準備
令和８年４月	長久手古戦場記念館開館予定

- (2) 色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

令和７年第２回長久手市議会定例会に提出予定。多様な管理運営を行うことができるようにするため、職員の規定を削除する。

生涯学習課スポーツ係報告事項（５月）

1 ５月報告事項

【会議】

第２回スポーツ推進委員定例会

５月１０日（土）午後７時から 杵ヶ池体育館会議室

企画部、研修部及びニューススポーツ部が活動内容を継続協議

ア 他課のウォーキングイベントの調査について

イ ニューススポーツ体験会の日程について

ウ ジョギングフェスティバルの日程及び校区体育委員との代表者会議について

【事業】

(1) スポーツの杜再整備事業

スポーツの杜再整備検討委託（基本計画）の予算を執行中。開札は令和７年５月２８日（水）の予定。

(2) 杵ヶ池体育館アリーナ空調設備導入検討

令和７年５月７日（水）に、企画政策課が運営する会議を開催し、空調設備を導入する方針となった。採用された方式は、電気式で、対流＋輻射パネル方式のハイブリット型とする。

今後は、大規模修繕工事に空調設備を追加導入する設計書を修正する補正予算の議案について、第２回長久手市議会定例会にて上程予定。

【行事】

特になし

【その他】

スポーツ推進委員への新規加入希望者から応募申込書類等の提出があり、内容について審査したところ適切と思われたため、令和７年６月１日付けで委嘱することを決定した。

2 ６月以降の主な事業等について

【会議】

(1) 第２回スポーツ推進委員定例会

６月７日（土）午後７時から 杵ヶ池体育館会議室

【行事】

(1) ニューススポーツ体験会

６月２１日（土）午後７時から 南小学校体育館

3 議会関係

(1) 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

令和７年第２回長久手市議会定例会に上程予定。多様な管理運営を行うことができるようにするため、職員の規定を削除する。

令和7年度生涯学習課事業進捗状況管理表

[illegible]

資料 7

みどりの推進課報告事項（5月実施）

平成こども塾プログラム

（単位/人）令和7年5月23日現在

〔一般プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 ()内はサポーター隊班
1	5月4日	日	アフリカの楽器カリンバを作ろう	15	5	7		サポーター隊 (創作班)
2	5月11日	日	メッセージカードフレームを作ろう	20	4	3		サポーター隊 (創作班)
3	5月18日	日	茶摘み・手もみ体験	15	16	13		サポーター隊 (自然班)
4	5月25日	日	布草履を作ろう	20				サポーター隊 (創作班)
5	5月30日	金	ホタルの観察会①	15				夜間実施 サポーター隊 (創作班)
6	5月31日	土	ホタルの観察会②	15				夜間実施 サポーター隊 (自然班)
				計	25	23	0	48

〔会員制プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 ()内はサポーター隊班
1	5月3日	土	こどもファーム (夏野菜植付け)	27	17	7	2	サポーター隊 (食と農班)
2	5月10日	土	こどもファーム (代かき)	27	26	12	2	サポーター隊 (食と農班)
3	5月17日	土	こどもファーム (田植え)	27	25	15	1	サポーター隊 (食と農班)
4	5月24日	土	こどもファーム (田畑の管理)	27				サポーター隊 (食と農班)
5	5月31日	土	こどもファーム (田畑の管理)	26				サポーター隊 (食と農班)
				計	68	34	5	107

〔学校連携事業プログラム〕

No.	日（曜日）	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1	5月20日（火）～ 23日（金） 5月27日（火）～ 28日（水）	北小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り	124	10		4
計			124	10	134	4

みどりの推進課報告事項（6月実施予定）

平成こども塾プログラム

（単位/人） 令和7年5月23日現在

〔一般プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 ()内はサポ-ト隊班
1	6月1日	日	竹の筆箱を作ろう	30				サポ-ト隊 (創作班)
2	6月1日	日	水辺の里山散策	25				平成こども塾 プログラム
3	6月22日	日	金魚のモビールと七夕 飾り作り	20				サポ-ト隊 (創作班)
				計	0	0	0	0

〔会員制プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 ()内はサポ-ト隊班
1	6月7日	土	こどもファーム (さつまいも植付け)	27				サポ-ト隊 (食と農班)
2	6月14日	土	こどもファーム (田畑の管理)	27				サポ-ト隊 (食と農班)
3	6月21日	土	こどもファーム (田畑の管理)	27				サポ-ト隊 (食と農班)
4	6月28日	土	こどもファーム (田畑の管理)	27				サポ-ト隊 (食と農班)
				計	0	0	0	0

〔学校連携事業プログラム〕

No.	日(曜日)	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1	6月3日 (火)、4日 (水)、17日	西小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り				
2	6月10日(火)、 11日(水)、13 日(金)	長小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り				
3	6月12日(木)	Nハウスあい ピザ作りとモルック				
4	6月18日(水)~ 20日(金)	東小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り				
5	6月24日(火)~ 27日(金)	市が洞小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り				
			計	0	0	0

令和7年度平成ことも塾事業進捗状況管理表

	事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備 考				
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
学校連携プログラム実施事業		こども達に地域の歴史、文化、食等に触れる機会の創出	長久手の歴史、文化、食等を子どもたちに分かりやすく教え、体験させる。 (学校連携プログラム数：当初予定72回)	1 飯ごう炊さんをする。 (湯せん調理を含む。) 2 おこしもの作りをする。 3 餅つきをする。 4 五平餅を作る。 5 焼き芋を作る。 6 カスタネットとどんぐりやじろべえを作る。 7 走る木車を作る。 8 松ぼっくりのクリスマスツリーを作る。 10 竹林体験をする。 11 昔の遊びを体験する。	4/17 第1回小学校連携運営委員会開催 4/24 北小打合せ 4/30長小打合せ 5/1市が洞小打合せ 5/12西小打合せ 5/15東小打合せ 5/22Nハウス打合せ	実施回数														合計 0		
						予定回数		6	14	1		0	4	5	13	6		11	12		0	合計 0
						学校連携プログラムの実施																
						日程等調整																

令和7年度平成こども塾事業進捗状況管理表

No. 2/2

	事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備 考
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2	プレーパーク(子どもの自由な遊び場)の推進	プレーパークの認知度の向上	プレーパークとは何かを地域の人に知ってもらう。	先進地等見学				打合せ										
				体験会の実施	5/6お試しプレーパーク開催(こども17人、大人13人)			開催準備										
		運営団体プレーリーダー、の発掘、育成	プレーパークを運営希望する団体やプレーリーダーになりたい人を支援する。	支援内容 (1) プレーパーク運営希望団体から相談があれば随時意見交換・協議をする。 (2) 先進地の運営団体視察 (3) 市関係部署との連携 (4) プレーリーダー希望者と運営希望団体とマッチングを図る。														

※ 「長久手里山プラン」、「長久手市里山基本計画」及び「平成こども塾マスタープラン」に基づいてそれらの推進を図る。

おはなし会

事業名	日時	参加人数
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	5 / 1（木） 11：00～11：30	23人
大人のおはなし会〔読書会〕（朗読の会吾亦紅）	5 / 6（火・祝） 10：30～11：30	19人
おはなし会〔幼児から低学年〕（朗読の会吾亦紅）	5 / 10（土） 10：30～11：10	51人
乳幼児向けおはなし会（おはなしペンギン）	5 / 15（木） 11：00～11：30	12人
乳幼児向けおはなし会（まほうのたまご） 保健師育児相談	5 / 16（金） 11：00～11：30	12人
おはなし会〔幼児から低学年〕（なんじゃもんじゃ）	5 / 17（土） 10：00～10：30	12人
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	5 / 17（土） 11：00～11：30	11人
英語の絵本のおはなし会〔子どもから大人まで〕 （レディバグ）	5 / 24（土） 10：30～11：00	人

閲覧室内企画展示

テーマ	内 容	実 績
昭和、あれこれ	「昭和100年」と「戦後80年」の節目の年であり、大阪・関西万博が開催されることにちなみ、1970年の大阪万博をはじめ、昭和時代の歴史や文化など大人向けの本を100冊程度展示	4/23～5/15で貸出冊数168冊 貸出回転率168% コメント：NHK朝ドラの主人公、やなせたかしさんの関連本も展示。男女問わず貸出が多い印象。4/29「昭和の日」もあり、時期的に合ったテーマだった。
さあ、出かけよう！	外出する機会が多くなる季節に、花見や遠足、ピクニック、旅行など思わず外に飛び出したくなる楽しい絵本、児童読み物や知識の本を250冊程度展示	3/26～5/15で貸出冊数349冊 貸出回転率140% コメント：暖かく気候が良い季節に合わせ、子どもに人気の乗り物、虫の絵本も織り交ぜて展示した。特に絵本が好評だった。

※「ジブリの森」（ジブリ関連図書及びDVDの展示）は棚24番（カウンター前）で令和4年7月から常設展示

他課等への団体貸出

上郷児童館へ乳幼児向け用の絵本選書	5 / 15（木）上郷児童館プレイルーム用絵本30冊（貸出120日間）の選書協力
保育園へ絵本選書	市内保育園6園に月一回以内で、5冊ずつの絵本を選書し市役所連絡箱経由で貸出

その他

ボランティアによる ブックスタート配布と読み聞かせ	3. 4か月児健診会場5 / 9（金）、5 / 23（金）各ボランティア4名 （R7. 4からボランティアによるブックスタートパックの配布と読み聞かせを稼働）
市内小学校3年生 図書館見学	5 / 21（水）、22（木）、23（金）北小 169名 5 / 29（木）、30（金）長小 84名
保育園ボランティア活動	長湫北保育園へ3回、2名のボランティアによる絵本の修理と読み聞かせ活動

6月の予定

おはなし会

事業名	日時・備考
大人のおはなし会〔読書会〕（朗読の会吾亦紅）	6／3(火) 10:30～11:30
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	6／5(木) 11:00～11:30
おはなし会〔幼児から低学年〕（朗読の会吾亦紅）	6／14(土) 10:30～11:10
乳幼児向けおはなし会（おはなしペンギン）	6／19(木) 11:00～11:30
乳幼児向けおはなし会（まほうのたまご）	6／20(金) 11:00～11:30
おはなし会〔幼児から低学年〕（なんじゃもんじゃ）	6／21(土) 10:00～10:30
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	6／21(土) 11:00～11:30
英語の絵本のおはなし会〔子どもから大人まで〕（レディバグ）	6／28(土) 10:30～11:00

閲覧室内 企画展示

テーマ	内 容
5月の展示を継続	

他課等への団体貸出

青少年児童センターへ乳幼児向け用の絵本選書	6／19(木)プレイルーム用絵本30冊(貸出120日間)の選書協力
「Nーハウスあい」への本選書	6／26(木)「Nーハウスあい」へ30冊(貸出60日間)の選書協力
保育園へ絵本選書	市内保育園6園に月一回以内で、5冊ずつの絵本を選書し市役所連絡箱経由で貸出

その他

市が洞小校区共生ステーション	6／5(木)市が洞小校区共生ステーション職員による選書で30冊貸出
市内小学校3年生 図書館見学	6／10(火)、11(水) 西小
ボランティアによる ブックスタート配布と読み聞かせ	3. 4か月児健診会場6／20(金)ボランティア4名 (R7. 4からボランティアによるブックスタートパックの配布と読み聞かせを稼働)
保育園ボランティア活動	長湫北保育園へ3回、2名のボランティアによる絵本の修理と読み聞かせ活動

令和7年度 中央図書館 事業進捗状況管理表

[illegible]

日・曜	献立名	主な材料とその働き					
		主に体をつくるものになるもの		主に体の調子を整えるものになるもの			
		1群 魚・肉・卵・だいず・だいず製品	2群 牛乳・小魚・海藻	3群 緑黄色野菜	4群 その他の野菜・果物・きのこ	5群 穀類・いも類・砂糖	6群 油脂・種実
2月	ごはん 牛乳 とりにくのマーメレードやき キャベツとツナのあえもの こんさいのごまじる	とり肉 オイルツナ ぶた肉 油あげ みそ	牛乳	にんじん	キャベツ きゅうり レモン果汁 大根 ごぼう ねぎ	ごはん マーメレード さとう	米油 ごま 米油
3火	ごはん 牛乳 キムタクごはん かふうあえ トッポギスープ	ぶた肉 ハム とり肉	牛乳	にんじん にら	つば漬 はくさいキムチ漬け ねぎ キャベツ きゅうり はくさい たまねぎ	ごはん さとう さとう トッポギ	ごま油 米油 ごま油 米油 ごま油
4水	ごはん 牛乳 てっかみそ しおこんがあえ すましじる	大豆 はんぺん ぶた肉 みそ かまぼこ どうふ	牛乳 塩昆布 わかめ	にんじん いんげん にんじん	ごぼう しょうが こんにゃく キャベツ きゅうり えのきたけ	ごはん さとう	米油
5木	かくろいりちゅうかめん 牛乳 しおラーメン しそいりとりはるまき だいずもやしのナムル	ぶた肉 春巻き(とり肉 大豆) ハム	牛乳	にんじん にら 春巻き(にんじん 青しそ) チンゲンサイ にんじん	たまねぎ ねぎ たけのこ とうもろこし にんにく 春巻き(たまねぎ キャベツ ねぎ しょうが) もやし 大豆もやし	中華めん 春巻き(はるまき さとう でんぷん 水あめ 小麦粉) さとう	米油 ごま油
6金	ごはん 牛乳 さばのはちょうみそに しゃきしゃきやさいのこまずあえ かわまるくん さわにわん あじつきかんそうどうふ	さば八丁みそ煮(さば みそ) オイルツナ ぶた肉 とうふ ゆば 味付乾燥どうふ(とうふ きなこ)	牛乳	みずな にんじん みつば にんじん	切干大根 ごぼう ねぎ えのきたけ	ごはん さば八丁みそ煮(さとう) さとう	ごま 米油
9月	ごはん 牛乳 ぶたにくのしょうがいため はりはりづけ しろみそじる	ぶた肉 とうふ 油あげ みそ	牛乳	にんじん	しょうが たまねぎ きゅうり 千切り大根漬 ねぎ 大根	ごはん さとう でんぷん じゃがいも	ごま
10火	クロスロールパン(乳) 牛乳 ハンバーグのケチャップソースかけ ハムサラダ やさいたっがリースープ	ハンバーグ(とり肉 ぶた肉 大豆) ハム ベーコン	牛乳	にんじん パセリ	ハンバーグ(たまねぎ)たまねぎ キャベツ きゅうり はくさい セロリー たまねぎ	クロスロールパン さとう さとう じゃがいも	米油 オリーブ油
11水	ごはん 牛乳 マーボーどうふ えびしゅうまい(小2こ・中3こ) パンパンジーサラダ	どうふ ぶた肉 ぶたレバー みそ えびしゅうまい(たら えび 大豆) ささみ	牛乳	にら にんじん	ねぎ しょうが えびしゅうまい(たまねぎ キャベツ) きゅうり もやし	ごはん さとう でんぷん えびしゅうまい(でんぷん さとう 小麦粉) さとう	ごま油 ごま油 ごま
12木	コーンシロップ 牛乳 ポテトとおこめのササミカツ ミネストローネ ◎ヨーグルト(乳)	とり肉 ささみカツ(とり肉) ベーコン	牛乳 ヨーグルト	にんじん にんじん トマト パセリ	とうもろこし たまねぎ マッシュルーム グリンピース ささみカツ(じゃがいも 米粉 さとう) セロリー たまねぎ	アルファー化米 ささみカツ(じゃがいも 米粉 さとう) マカロニ じゃがいも	米油 米油
13金	ごはん 牛乳 ちゅうかはん ショウロンボウ(2こ) はるさめサラダ	ぶた肉 えび いか ショウロンボウ(ぶた肉) ハム	牛乳	にんじん	しょうが たけのこ グリンピース キャベツ たまねぎ 干しいたけ ショウロンボウ(たまねぎ キャベツ) キャベツ きゅうり 干しいたけ	ごはん でんぷん ショウロンボウ(はるさめ でんぷん 小麦粉) はるさめ さとう	ごま油
16月	ごはん 牛乳 さわらのこうみだれ きりしまだいのいそかあえ あわせみそじる	さわら オイルツナ とうふ 油あげ みそ	牛乳 ぎざみのり わかめ	にんじん ほうれん草 にんじん	しょうが にんにく ねぎ 切干大根 ねぎ はくさい 大根	ごはん さとう でんぷん さとう	ごま油
17火	ごはん 牛乳 ながくてやさしいカレーライス(乳) あいちのやさしいサラダ ミニトマト(小2こ・中3こ) ◎がまごおりみかんゼリー	ぶた肉 チキンハム	牛乳 粉チーズ	にんじん トマト チンゲンサイ ミニトマト	たまねぎ スズキーニ パナナりんご キャベツ きゅうり がまごおりみかんゼリー(みかん果汁)	ごはん じゃがいも 小麦粉 さとう	米油 米油
18水	ごはん 牛乳 いかフライのレモンソース あかしそあえ とりだんごじる	いかフライ(いか) とり肉団子(とり肉)	牛乳	にんじん 赤しそ粉	レモンかじゅう キャベツ きゅうり 大根 ねぎ とり肉団子(たまねぎ)	ごはん いかフライ(パン粉 小麦粉)さとう とり肉団子(でんぷん さとう)	米油
19木	ソフトめん 牛乳 にくみそかけ やさしいとあげのおひたし オレンジ	ぶた肉 ぶたレバー みそ 油あげ	牛乳	にんじん ほうれん草 にんじん こまつな	たまねぎ ねぎ 干しいたけ もやし オレンジ	ソフトめん さとう でんぷん さとう	ごま油
20金	ごはん 牛乳 やさいたっがりがたどん あつやきたまご(卵) ひじきサラダ ●ごまドレッシング	ぶた肉 あつやきたまご(たまご) チキンハム	牛乳 ひじき	にんじん にんじん	たまねぎ ねぎ こんにゃく キャベツ きゅうり とうもろこし	ごはん さとう あつやきたまご(さとう)	米油 ごまドレッシング
23月	ごはん 牛乳 いわしのうめに ごぼうのいりに しろみそごじる	いわし 梅煮(いわし) とり肉 はんぺん 大豆 とうふ 油あげ ぶた肉 みそ	牛乳	にんじん いんげん にんじん	いわし 梅煮(梅肉) ごぼう こんにゃく ねぎ 大根 こんにゃく	ごはん いわし 梅煮(さとう 水あめ) さとう	ごま油 米油
24火	あいちのこめこいりパン(乳) 牛乳 チキンピーズ しろみそなブリッター(小2こ・中3こ) フルーツミックス	大豆 とり肉 白身魚ブリッター(たら オキアミ)	牛乳	にんじん パセリ トマトジュース	たまねぎ 黄桃 バイン 甘夏みかん	あいちの米粉入りパン さとう	米油 白身魚ブリッター(小麦粉 でんぷん さとう) 白身魚ブリッター(植物油) 米油
25水	ごはん 牛乳 チンジャオロース きゅうりのごまじょうゆ ワンタンスープ	ぶた肉 きゅうり	牛乳	ピーマン にんじん	しょうが にんにく ねぎ たけのこ きゅうり もやし ねぎ はくさい	ごはん さとう でんぷん さとう ワンタン	米油 ごま油 ごま ごま油
26木	ごはん 牛乳 キャベツ入りつくね こまつなのおひたし こうやどうふのたまごとし(卵)	キャベツ入りつくね(とり肉) たまご とり肉 高野とうふ	牛乳	にんじん にんじん いんげん	キャベツ入りつくね(キャベツ えんどう豆) キャベツ もやし たまねぎ 干しいたけ	ごはん キャベツ入りつくね(でんぷん さとう) さとう	米油
27金	ごもくごはん 牛乳 あじのなんばんづけ とうふじる ミニがどうゼリー(中2こ)	とり肉 ちくわ 油あげ あじでんぷん付き(あじ) とうふ かまぼこ	牛乳	にんじん にんじん	ごぼう 干しいたけ たまねぎ 大根 えのきたけ ねぎ ミニがどうゼリー(ぶどう果汁)	アルファー化米 アルファー化もち米 さとう さとう あじでんぷん付き(でんぷん) ミニがどうゼリー(さとう 水あめ)	米油 米油
30月	ごはん 牛乳 ぎょうざ(小2こ・中3こ) パンサンスー ピリがらスープ	ぎょうざ(ぶた肉) とうふ ぶた肉 みそ	牛乳	ぎょうざ(にら) にんじん にんじん にら	ぎょうざ(キャベツ) キャベツ もやし たまねぎ はくさい ねぎ にんにく	ごはん ぎょうざ(でんぷん 小麦粉) さとう	ぎょうざ(植物油) ごま油 米油 ごま油

小は小学校のみ、中は中学校のみ提供します。都合により献立表を変更させていただく場合があります。

◎は、業者が直接学校へ配達します。●はクラス用のものです。

6つの基礎食品群に分類できる食品を記載しているため、微量な食品(100gあたり1g未満)や調味料等は、記載していません。

(献立について)

6日 かみまるくんの日です。「あじつきかんそうどうふ」をよくかんで食べましょう。歯が生えかわる時など、かみにく

い場合は先生に言いましょう。

17日 「愛知を食べる学校給食の日」です。長久手市産のじゃがいもやズッキーニ、愛知県産のたまねぎ、チンゲン

サイ、キャベツ、きゅうり、ミニトマトを使います。「ゼリー」は、蒲郡みかんの果汁を使って作りました。

※6日「さばのはちょうみそに」には、まれに魚卵が含まれることがあります。

★長久手市のホームページに詳細な献立材料表や給食レシピを掲載しています。ご家庭でご活用ください。

毎月19日は
「食育の日」
～おうちで
ごはんの日～です。

愛知の野菜
キャベツ きゅうり 水菜
こまつな セロリー たまねぎ
チンゲンサイ パセリ みつば
ほうれんそう もやし ミニトマト

健康な体づくりは「よくかむ」ことから!

6月4日～10日は「歯と

口の健康週間」です。給食

では、かみこたえのある食べ

物や歯を強くするはたらきの

あるカルシウムが多い食べ

物を多く取り入れています。

よくかむことを意識して、健

康な歯と口を保ちましょう。

「よくかむ」ことで得られる効果

●脳の働きを高める

●虫歯を予防する

●この発達を

助ける

●栄養の吸収が

よくなる

●食べ過ぎを防ぐ

ヨ・ ・ 曜	献立名	主な材料とその働き			午後のおやつ
		主に体をつくるものになるもの 赤の仲間 (牛乳、魚、肉、卵、大豆製品、海藻)	主に体の調子を整えるものになるもの 緑の仲間 (野菜、果物、きのこ)	主にエネルギーのもとになるもの 黄の仲間 (穀類、いも類、砂糖、油脂、種実)	
2月	ごはん 沢煮焼 甘酢和え 鶏肉の照り煮	牛乳 豆腐、豚肉、くきわかめ しらす干し 鶏肉	大根、にんじん、みつば キャベツ、きゅうり たまねぎ、赤ピーマン	ごはん 米油 さとう さとう、でんぶん、米油	野菜スティック
3火	ごはん(各園炊飯) すまし汁 大根サラダ 豚丼	牛乳 豆腐、かまぼこ ハム 豚肉	えのきたけ、にんじん、みつば、干ししいたけ 大根、きゅうり たまねぎ、にんじん、こんにゃく	米 さとう さとう、米油	ぶどうゼリー
4水	ごはん 大根葉ふりかけ 筑前煮 塩こんぶ和え だし巻き卵	牛乳 鶏肉、ちくわ、昆布 塩昆布 だし巻き卵	だいこんばふりかけ ごぼう、にんじん、こんにゃく、いんげん、干ししいたけ キャベツ、きゅうり	ごはん さとう、米油	ねじりん棒 発酵乳65ml
5木	中華麺 ジャージャー麺(肉みそ) ジャージャー麺(野菜) あじフライ	牛乳 豚肉、みそ ジャージャー麺 あじフライ	ねぎ きゅうり、もやし、にんじん	中華麺 さとう、ごま 米油	みかんゼリー
6金	ごはん とうもろこし薄くず汁 切干大根の和え物 じゃがいもの炒め物	牛乳 豆腐、鶏肉 まぐろ油漬け 豚肉	とうもろこし、たまねぎ、ねぎ、干ししいたけ きゅうり、にんじん、切干大根、 たまねぎ、にんじん、ピーマン	ごはん でんぶん、米油 さとう さとう、米油	かみかみおやつ 3-5歳児： お豆腐屋さんかりんどう 0-2歳児：かぼちゃボーロ
7土	おにぎり弁当 型抜きチーズ オレンジ	牛乳 ウィンナー チーズ	オレンジ	おにぎり	
9月	ごはん 白みそ汁 おくら和え物 さばの塩焼き	牛乳 豆腐、油揚げ、みそ かつおぶし さば	大根、小松菜、にんじん、ねぎ ほうれん草、キャベツ、オクラ、にんじん	ごはん さとう	星のせんべい
10火	中華おこわ 型抜きチーズ もやしのスープ 野菜と魚介のオイスター炒め	牛乳 豚肉 チーズ 鶏肉、豆腐 えび、いか	にんじん、えだまめ、干ししいたけ もやし、にんじん、ねぎ、しょうが たまねぎ、ブロッコリー、赤ピーマン	米、もち米、さとう、米油 米油 米油	ミニ野菜スティック
11水	ごはん そうめん汁 にんじんの炒め物 和風コロッケ	牛乳 鶏肉、かまぼこ まぐろ油漬け	にんじん、ほうれん草、干ししいたけ にんじん、いんげん	ごはん そうめん、米油 さとう、米油 和風コロッケ、米油	カルデツおさかなサブレ
12木	スライスパン ブルーベリージャム コンソメスープ 和風スパゲッティ チキンナゲット	牛乳 ベーコン 鶏肉 チキンナゲット	ブルーベリージャム キャベツ、たまねぎ、にんじん、マッシュルーム、パセリ たまねぎ、えのきたけ、小松菜、しめじ、にんじん	スライスパン スパゲッティ、米油	カリポデミニ
13金	ごはん ワンドンスープ ビビンバ丼(肉) ビビンバ丼(野菜) ビビンバ丼(みそ)	牛乳 鶏肉 豚肉 みそ	チンゲンサイ、にんじん、ねぎ、干ししいたけ しょうが もやし、ほうれん草、にんじん	ごはん ワンドン、米油 ごま、さとう、ごま油、米油 さとう	ベジタブルせんべい
14土	おにぎり弁当 一口チーズ 魚肉ソーセージ	牛乳 ウィンナー チーズ 魚肉ソーセージ		おにぎり	
16月	ごはん ふだま汁 ひじきの炒め煮 いわし生姜煮	牛乳 豆腐、鶏肉 鶏肉、油揚げ、ひじき いわし生姜煮	大根、にんじん、えのきたけ、ほうれん草、干ししいたけ にんじん、えだまめ	ごはん たまご、米油 さとう、米油	カットオレンジ
17火	ごはん(各園炊飯) 中華飯 きゅうりのごまじょうゆ和え しゅうまい	牛乳 豚肉 しゅうまい	はくさい、たまねぎ、にんじん、グリーンピース、干ししいたけ きゅうり	米 でんぶん、米油 さとう、ごま、ごま油	玄米せんべい 野菜&果物ジュース
18水	ごはん 肉じゃが ちくわのごま和え レバー入りつくね	牛乳 豚肉 ちくわ レバー入りつくね	たまねぎ、にんじん、こんにゃく、いんげん、干ししいたけ きゅうり、にんじん、えだまめ	ごはん じゃがいも、さとう、米油 さとう、ごま	ブルーベリータルト
19木	ソフト麺 ミートソース チキンハムサラダ オレンジ	牛乳 豚肉 ハム	たまねぎ、にんじん、ピーマン キャベツ、きゅうり、にんじん、レモン果汁 オレンジ	ソフト麺 さとう、米油 米油、さとう	一口しょうゆせんべい
20金	ごはん みそ汁 おかか和え 大豆入りナゲット	牛乳 鶏肉、みそ、わかめ 油揚げ、かつおぶし 大豆入りナゲット	にんじん、大根、ねぎ キャベツ、ほうれん草、にんじん	ごはん じゃがいも、米油 さとう 米油	ミニどうぶつビスケット
21土	エッグパン 型抜きチーズ オレンジ	白桃 たまご チーズ	オレンジ	パン、マヨネーズ	
23月	ごはん チンゲン菜スープ 切干大根の炒めナムル 春巻き	牛乳 鶏肉 焼豚	チンゲンサイ、たまねぎ、にんじん、えのきたけ にら、にんじん、切干大根 春巻き	ごはん 米油 さとう、ごま、ごま油、米油 米油	ヨーグルト
24火	ロールパン チキンピーンズ ツナサラダ オムレツ	牛乳 鶏肉、大豆 まぐろ油漬け オムレツ	たまねぎ、にんじん、トマトジュース、パセリ キャベツ、きゅうり、とうもろこし	ロールパン さとう、米油 さとう、米油	星っこ
25水	ごはん カレーライス サワーキャベツ コーンと枝豆のフリッター	牛乳 豚肉、粉チーズ、スキムミルク ハム	たまねぎ、にんじん、トマト、パナナ、りんご キャベツ、きゅうり、にんじん、レモン果汁 コーンと枝豆のフリッター	ごはん じゃがいも、バター、こむぎこ、米油 さとう	おから入り揚げあられ
26木	ごはん じゃがいものつべい汁 三色和え さけのレモン煮	牛乳 かまぼこ さけ	にんじん、こんにゃく、ごぼう、ねぎ、干ししいたけ チンゲンサイ、にんじん、とうもろこし グリーンピース、レモン果汁	ごはん じゃがいも、でんぶん、米油 さとう でんぶん、米油、さとう、こむぎこ	ブルーベリーゼリー
27金	ごはん たまねぎのみそ汁 大豆サラダ 鶏肉の風味焼き	牛乳 豆腐、油揚げ、みそ 大豆、ベーコン 鶏肉	たまねぎ、にんじん、えのきたけ、ねぎ キャベツ、きゅうり、えだまめ ねぎ、にんじん、干ししいたけ、レモン果汁	ごはん さとう、米油 さとう	スイートポテト
28土	おにぎり弁当 一口チーズ 魚肉ソーセージ	牛乳 ウィンナー チーズ 魚肉ソーセージ		おにぎり	
30月	ごはん 型抜きチーズ 中華コーンスープ 中華サラダ ピーマンの炒め煮	牛乳 チーズ 鶏肉 まぐろ油漬け 豚肉	さとう、たまねぎ、にんじん キャベツ、きゅうり、にんじん たまねぎ、ピーマン、赤ピーマン、干ししいたけ、しょうが	ごはん でんぶん、米油 さとう、ごま油 さとう、ごま油 ピーマン、さとう、米油	お米のパパロア

アレルギー献立表、詳細な献立材料表や給食レシピは長久手市のホームページに掲載しています。ご参考ください。

令和7年度給食センター事業進捗状況管理表

[illegible]

令和7年度給食センター事業進捗状況管理表

[illegible]

令和7年度長久手給食センター運営委員会委員名簿

役 職 名	区分	氏 名	備 考
委員長 (教育部長)	辞令	山端剛史	規則第3条1項1号該当
委員 (市立小中学校長の代表者)	委嘱 (あて職)	武田 俊	規則第3条1項2号該当
委員 (市立小中学校のPTAの代表者)	委嘱 (あて職)	安藤英樹	規則第3条1項3号該当
委員 (市立保育園の指導保育士)	委嘱 (あて職)	川本奈都子	規則第3条1項4号該当
委員 (市立保育園の保護者会の代表者)	委嘱 (あて職)	令和7年度から保護者会解散のため不在	規則第3条1項5号該当
委員 (愛知県瀬戸保健所の職員)	委嘱 (推薦)	若林みどり	規則第3条1項6号該当
委員 (学識経験者)	委嘱 (推薦)	宮地喜久子	規則第3条1項7号該当
事 務 局		氏 名	備 考
給食センター所長		古橋 剛	
所長補佐兼給食係長		池田泰久	
栄養教諭		光森由紀	
栄養教諭		古田淑子	
栄養教諭		前野あゆみ	
保育園栄養士		畑 美奈	
保育園栄養士		佐田結菜	

敬称略

「規則」・・・長久手給食センター運営委員会規則

令和7年度教育総務課事業進捗状況管理表

	事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備 考
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	学校施設の長寿命化対策	建物の長寿命化改修工事の年度内完了及び学校改修工事に併せた多目的室の整備	長久手小学校建物改修工事（Ⅰ期工事）で建物の長寿命化をするための外部、内部の改修工事を校舎構造ごとに計4か年で実施する。その際、敷地内で駐車場整備のための整備等外構についても一部改修工事を実施する。	①契約事務(仮設職員室) ①契約事務(校舎等) ②仮職員室工事 ②屋上防水、外壁改修工事等(校舎等) ③内部改修工事 ④定例打合せ	①仮設職員室の通知を5/7より開始し、5/14に開札を行い市内のえびの通信建設(株)に決定しました。 ①校舎等工事の入札参加資格申請の受付締切りを4/24に行い5者の申請があり、5/14に開札を行い、名古屋市の(株)前田工務店に仮決定しました。	予算執行・入札 予算執行 契約 工事 完了 <外部工事> <内部工事> 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合 打合	教育振興基本計画 基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備 基本施策(2) 安全で快適な学習環境づくり											
2	勤務時間の適正化	全教職員について、在校時間超過時間を月45時間、年360時間以内にする。	在校時間が月45時間を超過している教職員数を小学校、中学校ごとに把握し、要因を分析する。	①在校時間が月45時間を超過している全ての教職員に対して、管理職から声かけ・指導の実施 ②校長会、教頭部会において、在校時間の状況を伝え、対応策の情報共有を実施	4月在校時間が月45時間を超過している教員の人数 ・小学校 104人(41.6%) ・中学校 70人(55.1%) 【5/23現在】5月在校時間が月45時間を超過している教員の人数 ・小学校 39人(16.0%) ・中学校 40人(30.8%)	声かけ・指導の実施(毎月) 小104人 中70人 前年度月45時間超過人数 小101人 中85人 小104人 小88人 中82人 小80人 中71人 小80人 中31人 小30人 中0人 小58人 中45人 小83人 中64人 小54人 中50人 小22人 中21人 小28人 中22人 小43人 中32人 小40人 中13人	(関連) 教育振興基本計画 基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備 基本施策(5) 教育多忙化解消への取組の推進											

令和7年度教育総務課事業進捗状況管理表

	事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備 考
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3	地域クラブ運営事業	中学校の休日の部活動を大きなトラブルなく運営する。	様々な諸課題をその都度協議して対応し、混乱なく運営する。	①部活動検討委員会で諸課題を協議 ②市ホームページなどで活動周知 ③運営事業者との情報交換	・4/27 1年生体験会 ・5/10～1年生活動開始		部活動検討委員会 第1回(5/1)		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	(関連) 教育振興基本計画 基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備 基本施策(5) 教育多忙化解消への取組の推進
						新入生への説明 生徒募集・見学会				アンケート		アンケート結果周知					活動周知	
						意見交換		意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	意見交換	
4	コミュニティスクール事業	コミュニティスクールの設置	2校に設置	①関係団体等への協力依頼 ②コミュニティスクールの設置 ③設置した学校で活動開始	・5/11西小学校区まちづくり協議会(定例委員会)で概要説明	関係団体等への協力依頼												教育振興基本計画 基本目標Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり 基本施策(1) 長久手版コミュニティ・スクール設置に向けた仕組みづくり
						設立準備									設置		活動開始	

令和7年度 長久手市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	団体名	所属・職名	氏名	任期
1	愛知県中央児童・障害者相談センター	主事	加藤 唯	令和7年6月11日から 令和7年11月15日まで
2	名古屋法務局	人権擁護部 人権擁護 専門官	堀端 静夫	令和6年 5月28日から 令和7年11月15日まで
3	愛知県愛知警察署	生活安全課長	鈴木 哲也	令和6年 5月28日から 令和7年11月15日まで
4	長久手市小中学校長会	長久手中学校長	名倉 健	令和7年6月11日から 令和7年11月15日まで
5	市立小中学校の保護者	長久手中学校PTA総務	藤野 理恵	令和7年6月11日から 令和7年11月15日まで
6	子ども家庭課	課長	遠藤 佳子	令和6年 5月28日から 令和7年11月15日まで
7	教育委員会	教育長	大澤 孝明	令和5年11月16日から 令和7年11月15日まで